

保育所利用の仕組み

保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

(児童福祉法第39条第1項)

対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童

【利用者】

保育の実施

【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 児童福祉施設最低基準の遵守
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込
保育料の支払

【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託
保育費用(運営費)の支払

保育サービスに係る費用徴収基準額(平成20年度版)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
		15.1万円	8.9万円		4.3万円	3.7万円
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0円		0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円		6,000円	
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円		16,500円	
第4階層		40,000円未満	30,000円		27,000円	
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円		41,500円	
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円		58,000円	
第7階層	413,000円以上	80,000円		77,000円		

} 保育単価
(月額)

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

保育の質を支える仕組み

保育環境

児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

○保育士の配置基準

0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
1:3	1:6	1:20	1:30

○嘱託医、調理員の配置

○乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置

職員

保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)

保育内容

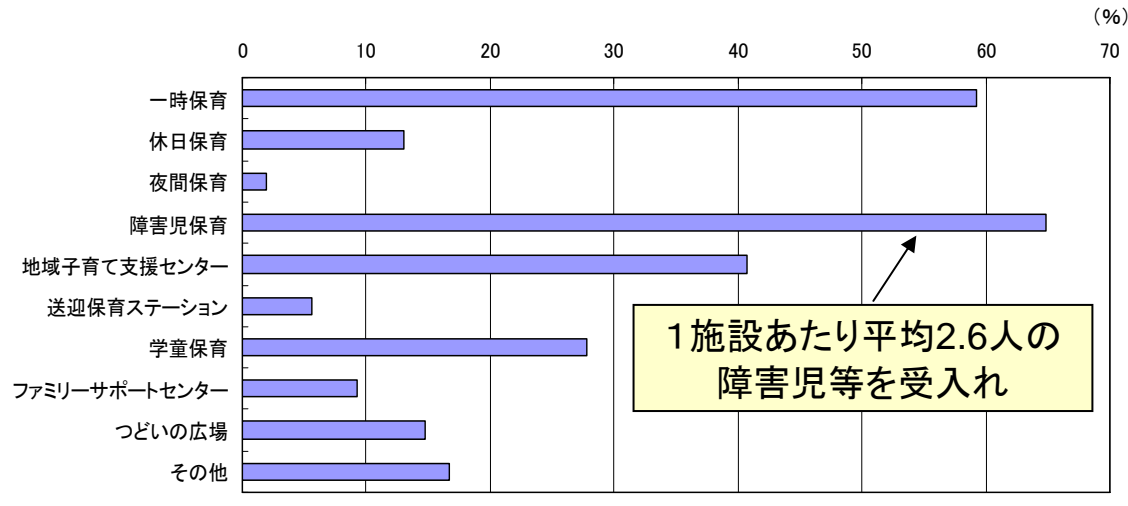
保育所保育指針(本年3月に告示化の予定)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

監査、評価

都道府県による監査
第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

保育所の現状と保育の質について

保育所(法人)が実施している事業



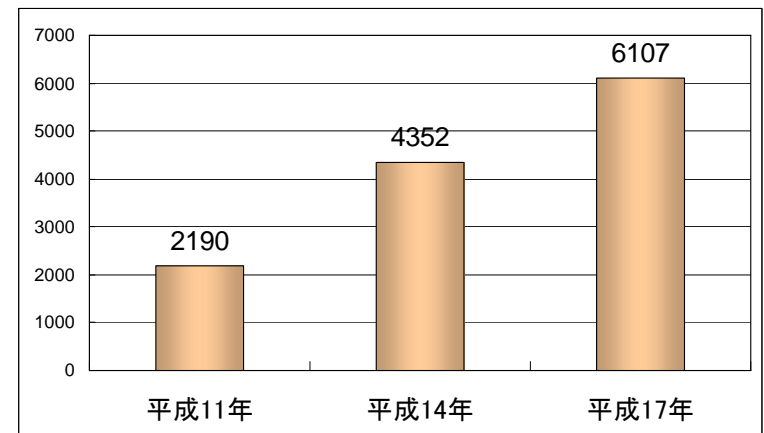
最近の保育所利用者の家庭状況の傾向 (主なもの)

- ・ひとり親家庭の増加
- ・育児能力の低下(育て方がわからない、子どもの言いなり、子育てが保育所まかせ)
- ・生活リズムの乱れ(親中心の生活、夜型の生活、朝食抜き)

保育士の資質向上に必要だと感じていること(主なもの)

- 人間性の向上、自己研鑽
- 専門職としての知識、技能の向上
- 第三者評価を活用した保育内容の理解
- 研修システムの確立
- 短時間勤務保育士等も含めた研修参加
- 保育士養成課程の充実

(参考)短時間勤務保育士を導入している保育所数
(資料:地域児童福祉事業等調査(厚生労働省))



(資料)全国保育士会委員意識調査結果(平成16年3月全国保育士会)

保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)
(大学、短大、専修学校等での所定の
課程(2年以上)の履修)
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格
資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共
団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

313,799人(うち非常勤30,703人)

社会福祉施設等調査(H18年)

保育士養成課程(概要)

- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
 - 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
 - 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
 - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上